

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	港湾施設用地使用料
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官青森港湾事務所長 千葉 新一 東北地方整備局青森港湾事務所 青森県青森市本町 3－6－34
契約締結日	令和 6 年 4 月 1 日
契約の相手方の氏名及び住所	東青地域県民局 青森県青森市幸畑唐崎 7 6－4
契約金額（消費税及び地方消費税を含む）	2,651,880円
予定価格（消費税及び地方消費税を含む）	2,651,880円
随意契約によることとした理由	本件は、所管財産である青森港湾事務所庁舎を設置している用地を借り上げるものである。 当該用地の所有者は港湾管理者である青森県（東青地域県民局）であり、本件を履行できる唯一の者である。また、昭和 7 年より青森港の事業実施に最も適した用地として借り上げ、現在も所管財産を設置し使用している。新たに用地を借り上げ又は購入することや所管財産を移設又は新設することよりも継続して用地を借り上げる方が著しく低廉であり、当局にとって有利である。 以上のことから、青森県が所有する当該用地は、青森港の事業を実施する上で、最も優れた用地であると言える。 よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、青森県（東青地域県民局）と随意契約を行うものである。
備考	

注） 1．公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

2．予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。